

令和3年 第4回別海町教育委員会 会議録

- 1 開催日時 令和3年3月17日（水）
13時30分から14時10分まで
- 2 開催場所 別海町役場4階第2委員会室
- 3 出席者（4名）

教育長	登 藤 和 哉
教育委員	大 塚 保 男
教育委員	木 村 江 里
教育委員	粥 川 一 芳
- 4 出席職員（13名）

教育部長	山 田 一 志
教育委員会部次長	石 川 誠
指導参事	根 本 渉
学務課長	宮 本 栄 一
学務課主査	佐 藤 亮
学務課主査	大 山 晋 作
学校教育課長	入 倉 伸 顕
学校教育課主幹	池 田 卓 也
学校教育課主査	高 津 寛 人
中央公民館長	内 山 宏
西公民館長	田 村 康 行
東公民館長	福 原 義 人
図書館長	新 堀 光 行
- 5 議事日程

議案第1号	別海町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について
議案第2号	別海町教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令の制定について
議案第3号	別海町立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について
議案第4号	令和2年度教育費予算の補正について
議案第5号	令和3年度教育委員会職員の任命について

－【開 会】－

教育長
(登藤和哉君)

ただいまから令和３年第４回の別海町教育委員会会議を開会いたします。

本日の出席者は４名でございます。別海町教育委員会会議規則第５条の定足数に達しておりますので、会議の成立を宣言いたします。

開会に当たりまして、私から一言ご挨拶を申し上げます。

お疲れ様です。

先日に引き続いての開催となりますが、本日は年度末のお忙しい中、皆様にはこのようにお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

さて、前回の会議でも若干お話させていただきましたが、今日、各幼稚園で卒園式が行われます。また、明日から、各小学校で卒業式が举行されます。更に、来週には、町内すべての幼稚園、小学校、中学校で、令和２年度の修了式が行われます。各幼稚園、小学校、中学校の先生方の指導と、保護者や地域の方々、そして教育委員の皆様をはじめとした関係機関の皆様のご支援・ご協力により、令和２年度も色々ありましたが、無事終了を迎えることができそうです。大変ありがとうございました。

これから、新年度に向けまして、しっかりと準備を進めてまいりたいと思っております。引き続き、ご指導のほどよろしくお願いいたします。

それでは、本日の日程に入ります。

それでは、お手元に配布の議案書の次第に沿って進めさせていただきます。

－【前回会議録の承認】－

教育長
(登藤和哉君)

それでは、日程第２前回会議録の承認に入ります。

令和３年第３回の会議録について、事前に皆様方に事務局から送付しておりますので、訂正御意見等がありましたら発言をお願いいたします。何かありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

なければ、承認することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

それでは、第３回の会議録については、承認することといたします。

－【報 告】－

教育長
(登藤和哉君)

続いて、日程第３報告に入ります。

３月１２日に開催いたしました、第３回教育委員会会議から本日までの行事や実施事業等について事務局、報告をお願いします。

教育部長
(山田一志君)

それでは、3件ほどですけれど、私の方から、前回会議以降の事業等について報告申し上げます。

3月12日ですけれども、本町出身のスピードスケート郷里里砂選手、そして新濱立也選手が、町を表敬訪問しまして、今シーズンの終了の報告等がありました。なお、対応の方は、町長及び教育長が行っております。

そして、本日の第4回の教育委員会会議の開催となっております。

以上で、報告を終わります。

－【議 事】－

教育長
(登藤和哉君)

それでは次に、日程第4の議事に入ります。

はじめに、議案第1号別海町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について、及び議案第2号別海町教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令の制定について、この2件は関連がありますので一括議題とさせていただきます。内容について、事務局から説明をお願いいたします。

学務課主査
(佐藤亮君)

それでは、議案第1号及び議案第2号について、一括して内容を説明いたします。

この2つの議案は、学務課と学校教育課の事務分掌の変更に伴う関連規定の改正となります。

教育委員会では、機構の見直しにより、令和2年度から学校教育課を新たに設置し、学校教育に関する事務を学務課と学校教育課に分掌していますが、効果的・効率的な業務執行のため、各課の事務について見直しを行い、事務分掌の一部を変更することとしました。

議案の1ページをお開きください。

議案第1号別海町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定についてです。

こちらは、教育委員会の事務分掌のうち、教職員の研修に関するものを、学校教育課から学務課に変更するための改正となっております。

次に2ページをご覧ください。

議案第2号別海町教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令の制定についてです。

こちらは、事務分掌の変更に伴い、学務課長及び学校教育課長の専決事項を変更するための改正となっております。

この2つの議案については、朗読を省略させていただき、ここから議案資料により説明いたします。

議案資料の1ページをお開きください。

別海町教育委員会事務局組織規則新旧対照表です。

教育長
(登藤和哉君)

表の右側が改正前、左側が改正後となります。

改正前の第7条、学校教育課の事務分掌にあります教職員の研修に関することを、改正後の第6条のとおり、学務課の事務分掌に変更するものです。

次に3ページをお開きください。

こちらは、別海町教育委員会事務専決規程新旧対照表です。

改正前の3、学校教育課長の専決事項のうち、(3)の教職員の研修、講習会の参加企画を、改正後の2、学務課長の(10)に変更するものです。

事務分掌の変更に伴う規則、規程の改正は以上です。

議案第1号及び議案第2号の説明を終わります。

只今、議案第1号及び第2号の内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたらお受けしたいと思います。何かありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

ありがとうございます。

それでは、質問等がないので、採決をさせていただきます。

議案第1号及び第2号について原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

異議がないようですので、議案第1号及び第2号については原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第3号別海町立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について、事務局から説明をお願いします。

学務課主査
(佐藤亮君)

議案第3号別海町立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について説明いたします。

学校職員の服務については、別海町立学校職員服務規程において必要な事項を定めておりますが、学校職員の事務作業の簡略化や、会計年度任用職員制度の導入に伴う対応等のため、手続きの追加や変更を行うこととし、関係規定を改正することとしました。

議案の5ページをご覧ください。

議案第3号別海町立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定についてです。

こちらは、営利企業への従事の届出、旅行命令簿の対応、出勤簿の押印等について、手続きを追加、変更するための改正となっています。

5ページから18ページまで改正内容を記載しておりますが、議案の朗読は省略させていただき、議案資料により説明いたします。

議案資料の 5 ページをお開きください。

別海町立学校職員服務規程新旧対照表です。

まず第 7 条です。こちらは営利企業への従事等の手続きに関する規定となります。

第 1 項の規定では、パートタイム会計年度任用職員を第 7 条の対象としないこととする改正を行うほか、許可願の様式を 2 つ追加する改正を行っております。

第 2 項は、営利企業従事等の許可を受けた職員が町内異動した場合の手続き、第 3 項は、許可を受けた内容に変更があった場合の手続きを新設しております。

6 ページをお開きください。

第 7 条の 2 は、パートタイム会計年度任用職員の営利企業への従事等に関する規定として新設しております。

第 1 項は、採用の際に営利企業に従事している場合の届出、第 2 項は、従事する際の通常の届出、第 3 項は、第 7 条と同じく 5 種類の様式を定めており、第 4 項は、届出内容に変更があった場合の手続きを定めております。

次に第 1 2 条です。こちらは旅行命令簿に関する規定となっております。

北海道職員等の旅費支給規則に規定する旅行命令簿等が改正され、押印が省略されていることから、押印を必要としない内容に改めております。

7 ページをご覧ください。

第 1 5 条の 2 は、今年度から学校に導入している、出退勤管理システムに関する規定として新設しております。

第 1 項は、出退勤管理システム導入校の職員が、出勤、退勤時にシステムで打刻することを定めております。

第 2 項は、出勤簿の作成機能がある、出退勤管理システムを利用している学校は、紙の出勤簿への押印を省略できることとしております。

8 ページ以降は、様式に関する新旧対照表です。

8 ページから 1 0 ページまでの 3 様式の改正は文言整理、1 1 ページと 1 2 ページの様式は、第 7 条関係の様式の新設、1 3 ページから最後の 1 7 ページまでの 5 様式は、第 7 条の 2 関係の様式として新設するものです。

別海町立学校職員服務規程の改正は以上となります。

議案第 3 号の説明を終わります。

只今、議案第 3 号の内容説明が終わりましたので、皆様から御質問

教育長

(登藤和哉君)	御意見等をお受けしたいと思います。何かありませんでしょうか。
	(「なし」の声あり)
教育長	それでは、質問がなければ、採決をさせていただきます。
(登藤和哉君)	議案第3号について原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。
	(「異議なし」の声あり)
教育長	ありがとうございます。
(登藤和哉君)	異議がないようですので、議案第3号については原案のとおり決定することといたします。
	続きまして、議案第4号令和2年度教育費予算の補正について、事務局から説明をお願いします。
教育部長	それでは、議案19ページになります。
(山田一志君)	議案第4号令和2年度教育費予算の補正について、私から概要のご説明をいたします。
	3月補正につきましては、既に第2回教育委員会議でご承認をいただき、事業の確定、執行残及び精査等に伴う減額補正等を行ったところですが、新型コロナウイルス感染症対応補助金による実施事業につきましては、国の3次補正による最終計画書の確認を待ってから、町全体事業の補正を行うことというふうにしておりました。この後の、国による計画書の確認が完了したことから、計画書に掲載した関連事業等について、予算補正をしようとするものであります。
	議案第1号の別冊資料の1ページをお開きください。
	私からは、合計額のみご説明いたします。
	まず、歳入です。
	歳入では、1ページの最下段の合計額、教育委員会歳入全体で9,837千円の増額補正となっております。
	次に、歳出です。2ページをご覧ください。
	歳出では、4ページにかけまして、4ページの最下段の合計額、教育委員会歳出全体で9,018千円の減額補正となっております。
	この後は、各所管から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
学務課主査	それでは、私の方から、学務課分の補正予算についてご説明いたします。
(大山晋作君)	補正予算書の1ページをお開き願います。歳入上段になります。
	16款2項1目公立学校情報機器整備費補助金3,246千円の増につきましては、本補助金の対象事業であります、家庭学習のための通信機器整備支援事業として実施しました、就学援助費受給世帯への

学校教育課主査
(高津寛人君)

貸出用として整備しました、LTEルーターの事業費の整備に係る事業費確定等によりまして、4,040千円の減となりましたが、同じく実施しておりますGIGAスクールサポーター配置支援事業につきましては、当初の本申請額であります4,600千円に3,650千円の追加交付決定を受けたことから、差引としまして3,246千円の増額する予算を要求するものです。

学務課歳入合計につきましても、3,246千円の増となります。

次に、2ページの歳出になります。

上段になります、2款1項17目新型コロナウイルス感染症対策事業の小学校教育用コンピューター整備事業、消耗品費から教育教材等購入費まで、小学校分併せて7,349千円の減、中段になります、中学校教育用コンピューター整備事業同じく消耗品費から教育教材等購入費まで、併せて7,373千円の減につきましては、GIGAスクール構想に基づく児童・生徒用のタブレット端末の購入費及びそれより関連する経費に係る執行残の減額となります。

2ページ中段から3ページ上段になります、小学校校舎等改修事業、業務委託料から改修等工事請負費まで、併せまして3,351千円の減、中学校校舎等改修事業、業務委託料から施設設備等工事請負費まで、中学校併せて1,731千円の減、幼稚園園舎等改修事業、業務委託料から施設設備等工事請負費まで、幼稚園分併せまして132千円の減につきましては、網戸設置に係る業務委託、水道・蛇口交換に係る工事費、小学校につきましては、上風連小学校屋体換気設備工事の事業費が確定したことによる減額となります。

3ページの上段から中段になります、小学校・中学校・幼稚園プログラムリニューアル事業、3事業併せまして24千円の減額につきましては、業務委託に係る事業費が確定したことによる減額となります。

以上、学務課歳出合計につきましては、19,960千円の減額となります。

以上、学務課分の説明を終わります。

私の方からは、学校教育課要求分について説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。

歳入です。2段目になります。16款2項1目総務管理費補助金の教育支援体制整備事業費交付金については、幼児教育の質の向上のための緊急環境整備補助金の交付決定に伴い、9千円の減額としています。

学校保健特別対策事業費補助金については、国の第3次補正予算により、感染症対策等の学校活動継続支援事業が追加となったことから、

6, 600千円の増額と、学校再開に伴う感染症対策・学習保障等支援事業の補助対象事業費が減額となったことによる2, 000千円の減、併せて4, 600千円を計上しております。

感染症対策等の学校活動継続支援事業につきましては、各学校が感染症対策等を徹底しながら、夏季休業期間の短縮等により研修機会を逸した教職員に対し、研修に必要な経費を支援する取組み及び児童生徒の学習保障をするための取組みを実施するに当たり、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応できるよう支援することを目的とした事業であり、補助対象経費は、児童生徒数300人以下の学校が800千円で15校、300人以上の学校が1, 200千円で1校となっております。

補助率につきましては1/2となっており、残りの1/2につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当を予定しております。

なお、本事業につきましては、令和3年度に繰越しが可能となっていることから、全額明許繰越しを予定しております。

学校教育課の歳入につきましては、合計4, 591千円を計上しております。

次に歳出です。3ページをお開きください。中段が学校教育課要求分になります。

2款1項17目新型コロナウイルス感染症対策事業の小中学校等対策経費です。

旅費3, 500千円の増は、感染症対策等の学校活動継続支援事業における教職員の研修に必要な経費として計上しています。以下、本事業に係る予算につきましては、令和3年度に繰越しを予定しております。

続きまして、需用費5, 138千円の増、役務費77千円の増及び備品購入費3, 138千円の増についても、感染症対策等の学校活動継続支援事業に係る感染症対策用品の購入等の増額分となり、令和2年度事業費確定分の減を差引いた額として計上しております。

負担金補助及び交付金164千円の減につきましては、教育旅行の感染症対策による増額分におきまして、北海道の補助金を活用してもなお不足する部分に対して助成を行った別海町立小中学校児童生徒教育旅行支援事業補助金の事業費確定による減額分を計上しております。

続きまして、今年度、新規事業として実施いたしましたLet's Challenge検定助成事業です。

部次長
(石川誠君)

事業費確定により、役務費５９２千円の減額を計上しております。
本事業では、保護者の負担軽減と新型コロナウイルス感染症拡大防止のために行われた一斉休業により、全国的に課題となっている自立的な学習に向かう姿勢を培うため、英語検定、漢字検定、算数・数学検定の受検料の全額助成を行いました。

昨年度、令和元年度は、３つの検定合わせて小中学校で４１４名が受検しましたが、今年度は私費受験分を含めまして７８０名が受検し、約２倍の結果となりました。

なお、本事業の計画期間は、今年度から令和４年度までの３年間で予定しております。本事業を実施し、保護者の負担軽減と自立的な学習に向かう姿勢を育みます。

学校教育課の歳出につきましては、合計１１，０９７千円を計上しております。

以上で、学校教育課分の内容説明を終わります。

続いて、生涯学習課分になります。

同じく、３ページ下段になります。

同じく、新型コロナウイルス感染症対策事業になりますが、業務委託料２７千円の減は、体育施設のコロナ対策のための網戸の設置に伴う執行残となります。

その下、施設設備等工事請負費１２３千円の減は、同じく体育施設のコロナ対策に伴う水道の蛇口の交換工事による執行残となっております。

４ページになります。上段、同じく、新型コロナウイルス感染症対策事業の業務委託料５千円の減は、旧奥行臼駅通所のコロナ対策に伴う網戸設置に伴う事業確定によるものです。

よって、生涯学習課合計で１５５千円の減となり、教育委員会歳出合計の補正額は、９，０１８千円の減ということになります。

以上で、補正の説明を終わります。

教育長
(登藤和哉君)

只今、議案第４号の内容説明が終わりましたので、委員の皆様方の御質問御意見等があったらお受けしたいと思います。何かありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

ありがとうございます。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第４号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

ありがとうございます。
異議がないようですので、議案第4号については原案のとおり決定することといたします。
続きまして、議案第5号令和3年度教育委員会職員の任命についてでございます。
こちらは、日程第5その他のあとに説明、採決をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

－【その他】－

教育長
(登藤和哉君)

それでは、日程第5のその他の方に入ります。
事務局から何かその他ありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

委員の皆様方から何かその他ありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

ありがとうございます。
それでは、日程第5を終了し、再び日程第4議事の方に移りたいと思います。

議案第5号令和3年度教育委員会職員の任命についてですが、こちらは人事案件になっておりますので、会議を公開しないこととしてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

ありがとうございます。
それでは、議案第5号は非公開といたします。
ここからの会議は非公開となりますので、関係する職員以外は退席をお願いいたします。
職員が退席するまで、暫時休憩とします。

－（非公開）－

教育長
(登藤和哉君)

ご質問がなければ、採決させていただきます。
議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

異議がないようですので、議案第5号について原案のとおり決定することといたします。
以上もちまして、本日予定しておりました案件については全て終了でございます。
これをもちまして、第4回教育委員会議を閉会いたします。
皆様大変お疲れ様でございました。

－【閉会】－

